

満期を過ぎた郵便貯金の払い戻しについて

相談内容

郵政民営化前に預けた定額郵便貯金の証書を持っていますが、満期後二十数年経過しており、払い戻す権利は消滅しているようです。何とか払い戻しを受けることはできないものでしょうか。

対応

問い合わせを受けた行政相談センターでは、郵便貯金が権利消滅の扱いとなった場合でも、真にやむを得ない事情があったと認められた場合には、払い戻しに応じてくれることを説明し、詳しくは郵便局の貯金窓口またはゆうちょ銀行に問い合わせるように案内しました。

山口行政監視行政相談センターから

郵政民営化前（2007年9月30日まで）に郵便局に預けた全ての定額・定期・積立郵便貯金は満期日を過ぎています。

これらの郵便貯金は、旧郵便貯金法の規定により、満期後20年2カ月が経過すると、権利消滅の扱いとなります。

このため、これらの郵便貯金の払い戻し等の管理をしている郵政管理・支援機構では、お客さまに対し、満期後10年が経過する時に「満期日経過のご案内」、満期後20年が経過する時に「権利消滅のご案内」を送付するなど権利消滅防止に関する周知に努めるとともに、権利消滅の扱いとなった後も、真にやむを得ない事情があったと認められる場合には払い戻しに応じています。

昨年、総務省は郵政管理・支援機構に対し、預金者に一層寄り添う観点から、権利消滅の扱いとなった郵便貯金の払い戻しに関する運用を見直すよう要請しました。

これを受け、今年1月から、払戻請求時に「真にやむを得ない事情」の確認のために必要であった証明書類の提出が不要となるなど請求者の負担が軽減されました。また、次のいずれかについて、真にやむを得ない事情があった場合には、払い戻しを受けることができるようになりました。

- ① 郵便貯金の存在を認識していなかったこと（名義人以外の者が貯金の管理をしていたため、名義人が貯金の存在を認識していなかった場合など）
- ② 催告書の存在または内容を認識していなかったこと（名義人において住所移転の届け出を行うことが困難な事情があったため、催告書が届かなかつたなど）
- ③ 払戻請求をしなかったこと（親族の看病・介護があったなど）

詳しくは、郵便局の貯金窓口またはゆうちょ銀行あるいはゆうちょコールセンター（0120・108・420）にお問い合わせください。

（令和6年7月24日 山口新聞に掲載）